



Tax-Expenditure Policy and Piecemeal Welfare Economics

三上, 和彦

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

1990-03-31

(Date of Publication)

2008-02-21

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲0885

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1000885>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・（本籍）	三 ^み 上 ^{かみ} 和 ^{かず} 彦 ^{ひこ} （兵庫県）
学位の種類	経済学博士
学位記番号	経博い第3号
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
学位授与の日付	平成2年3月31日
学位論文題目	Tax-Expenditure Policy and Piecemeal Welfare Economics （課税・支出政策と漸次的厚生経済学）
審査委員	主査 教授 岸本 哲也 教授 中村 一雄 教授 福田 亘

論文内容の要旨

本論文は、商品課税の枠組の中で、効率性と公平性に着目しつつ、社会的厚生を漸次改善するような課税・支出政策を論ずる5つの章から成る。

第1章 課税・支出政策に基づく公共政策：概観

本論文で取り扱われる問題を従来の議論の中に位置づけ、用いられる分析手法を説明する。

第2章 公共支出変化を伴う税改革

税収が公共財供給のために用いられるという設定の下で、効率性のみに着目しつつ、社会的厚生改善をもたらすような商品課税変更を求める。

財の間の代替性に関する若干の条件が満たされていれば、ある率に向けて税率を接近させることによって社会的厚生が改善されることが示される。この目標となる率は、公共財と私的財の間の資源配分の適切さを反映する指標となっている。

第3章 課税・支出政策に関する分析：付加価値税と目的税

均一商品課税の税率を引上げることによって得られる増収を、どのような種類の公共財の供給に投下すれば社会的厚生改善につながるかを調べる。本章でも、効率性のみがとりあげられる。

私的財に対比して稀少性がより強く、自由時間に対してより代替的な公共財供給に増収分を支出するのが望ましい。この結論の1つの応用として、付加価値税（消費税）率引上げによる増収分を老齡

年金給付に向けることは望ましくないという主張が導きだされる。また、同様の手法を用いて、目的税が効率性に寄与することが示される。

第4章 分配の公平性と税改革論

従来、商品課税に関する税改革論では、消費者の同質性が仮定されていたが、本章では稼得能力の異なる消費者を導入して一般化をはかる。これによって、効率性のみならず公平性をも考慮することになる。

最高税率の引下げとそれに対応して税収を一定にとどめておくような最低税率引上げを行った場合の効果を求め、それを「効率効果」と「公平効果」に分離する。財の間の代替性が強ければ、最高税率の引下げが社会的厚生改善に寄与するが、最高税率を課されている財が奢侈的であれば、それは社会的厚生を悪化させるように働く。最高税率の引下げが望ましいか否かはこれら2つの効果の相対的大きさに依存する。

この結果を日本における清酒とウイスキーそれぞれへの酒税に適用し、効率効果のほうが圧倒的に強いために特級税率の引下げが望ましいという結論を得る。

第5章 公共財供給の所得再分配効果

通常の税改革論では税率変更の効果が問われるのに対して、本章では、公共財供給の構造変化による所得再分配効果に着目する。

商品課税は所与にしておいたうえで、均衡財政を保ちつつ、1種類の公共財供給を増やし、他の1種類の公共財供給を減らすという政策を想定する。公共財は奢侈的なものと必需的なものに分類される。低所得者の厚生に重点をおく社会的厚生関数の下では、一見必需的公共財の供給増加が望ましいと思われるが、実はそのような結論は必ずしも当たらないことが示される。そして、そのような社会的厚生関数の下でさえ、奢侈的公共財の供給増加が望ましいという逆説的な場合もあることが示される。

論文審査の結果の要旨

本論文は以下のような貢献を行っている。

- (1) 税率の均一化が望ましいとする従来の税改革論は、差別的帰着の概念に基づいている。そのために、税率をどのような水準に均一化すべきかは問題にされない。本論文は、税収が公共財供給のために支出されるという側面に着目することによって、めざすべき均一税率水準を明らかにした。(第2章)
- (2) 自由時間と代替的か補完的かに応じて公共財を分類したうえで、付加価値税(消費税)率引上げによる増収分がどのような種類の公共財の供給増加に向けられるのが望ましいかを明らかにした。また、目的税課税の根拠が通常は公平性のみに求められているのに加えて、効率性にも求められる

ことを示した。(第3章)

(3) 従来の税改革論は、同質消費者を想定していたので、税率変更の効率性への効果のみがとりあげられてきた。本論文は、異質消費者を導入して、税率変更による「効率効果」と「公平効果」を求め、それらが社会的厚生の変化に関して互いに逆の方向に働くことを明かにした。この理論を日本の清酒とウィスキーそれぞれへの酒税に応用して、効率効果が圧倒的に強いことを見出し、特級税率引下げが望ましいことを提言した。(第4章)

(4) 従来、公共財供給の規範的分析は効率性のみに着目してきたが、本論文は、公共財供給の所得再分配効果に注目し、必需的公共財と奢侈的公共財という概念を導入して、分配に関する社会的価値判断をよりよく満たすような公共財供給の構造変更を求めた。(第5章)

本論文の各章で導出された税改革の実行可能性を確保するために、それらに含まれる経済諸量のオペレーションナリティーの検討が望まれる。また、本論文は商品課税のみを扱っているが、他の主要な税種にも研究が拡張されることも望まれる。しかし、本論文の理論分析が精緻かつ正確であり、実証的側面への配慮もみられることから推して、将来に向けて上のような研究を行うに十分な能力が窺われる。

以上を総合して、審査員は一致して本論文の提出者が経済学博士の学位を授与される資格をもつものと判定する。